

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

《第2回議事録》

■日 時：令和8年6月25日(木) 16:00～16:56

■場 所：大阪市役所 屋上階（P1）会議室

■出席者：杉江友介会長、置田浩之委員、河崎大樹委員、紀田馨委員、徳村さとる委員、  
（名簿順）西野弘一委員、吉村洋文委員、梅園周委員、高山美佳委員、たけち博幸委員、  
東貴之委員、藤田あきら委員、横山英幸委員

（杉江会長）

それでは定刻となりましたので、第2回副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を開催いたします。まず、定足数の確認ですが、協議会規約第6条第3項の会議の定足数を満たす委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していますことをご報告いたします。

また、この協議会はインターネット配信を行っておりますので、委員のご発言については挙手していただき、会長の私が指名をしてからマイクを通してご発言をいただきますように、よろしくお願いいたします。

そして議事に入る前に1点、ご確認といたしますが、過去の法定協議会でも了承いただいているんですけども、議長のご発言について、この当協議会では、一応各会派推薦の一委員として、ご出席いただいているところなので、所属会派の立場でご発言いただいて結構かと思っておりますので、ご出席の皆さんそれでよろしいでしょうか。ご確認だけさせていただきたいと思っております。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そういう形でよろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。本日は前回の協議を踏まえ、「副首都として広域が担うべき事務の考え方」について協議をしたいと思っております。事務局に資料を用意していただいておりますので、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

（事務局：西島副首都推進局長）

副首都推進局長、西島でございます。そうしましたら、お手元の資料に基づきまして、ご説明の方させていただきますと思っております。お手元に紙を用意してございまして、タブレットの方でも見ていただけるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

資料をまず、おめくりいただきまして、1ページ。この資料につきましては、第1回協議会における会長からの指示を受けまして、事務分担に当たり、広域事務をどのように考えるべきか協議いただく参考として、副首都推進局で作成をしたものでございます。また、所管

部局との調整を経たものではなく、実際の事務分担の整理に当たりましては、所管部局との綿密な協議・調整を経て、決定していくことと想定してございます。あらかじめご了承くださいますようお願いをいたします。

次、2 ページ、本日の論点といたしましては、副首都・大阪を目指すにあたりまして、広域と基礎の事務分担をどのように考えるべきかということとでございます。それでは順次ご説明させていただきます。

まず、おめくりいただきまして4 ページの方ですね。「副首都法案について」ということで、副首都法骨子案（ポイント）で示された内容としまして、副首都が担う機能といたしましては、「多極分散型経済圏の形成の中核となる機能」と、「大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能」の二つがございます。副首都の要件として、ほかにもあるんですけれども、副首都が担う機能を十分に発揮するために必要な地方行政体制の要件といたしましては、その下に政令イメージとして書いてございます、①「政令市＋県」の連携協力等、②特別区の設置、それから制度化された場合は「特別市」となっております。そういう意味で、副首都として機能を最大限発揮できるようにしていくためには、副首都を目指す大阪において、効果的・効率的に広域事務を実施する必要があると考えてございます。

続きまして、5 ページに参りまして、「2 事務分担の考え方」でございます。基本的な考え方としまして、6 ページの方をご覧くださいなんですけれども、まず、過去の協定書でどのようなことであったかというところを簡単にまとめさせていただいております。

まず、平成 27 年の第 1 回協定書におきましては、大阪府、すなわち広域ですけれども、府市の二重行政を解消いたしまして、権限としましては、都道府県・政令市の権限を基本に広域機能を一元化したものでございます。特別区につきましては、中核市を上回る権限として、基礎自治体重視のサービス提供体制を確保したというものでございます。

その下、令和 2 年の第 2 回目の協定書におきましては、大阪府、広域の方で都道府県と政令市の権限を基本にしながら、大阪全体の成長、都市の発展等に関わる事務につきまして、広域としたものでございます。特別区につきましては、中核市と一般市の権限と、住民に身近な、例えばその下で記載のとおり地域のまちづくりですとか、住民生活に密着した都市基盤整備に関する事務などを所管した、分担したということとでございます。

今回につきましては、先ほど副首都法案のご説明をさせていただきましたとおり、大阪府が副首都として経済成長と首都代替機能という機能を果たしていくのに必要な広域事務を一元化していく必要があるのではないかと。特別区については、地域の実情に応じた住民に身近なサービスに専念すること、また、大阪市における現在の住民サービスの内容や水準は維持していくことが必要かと考えてございます。

これを踏まえまして、1 枚おめくりいただきまして、7 ページの、今回ご協議いただく事務分担の考え方のパターンを事務局の方で整理させていただいております。

まずパターン A としまして、1 回目の協定書の考え方が A、それからパターン B としまし

て、2回目の協定書の考え方がBで、今回新たにパターンCとしまして、東京都をベースにした、広域は今東京都が担っている事務、基礎についても東京都の特別区23区が担っている事務ということで、パターンを三つ設定させていただきまして、副首都・大阪を担う地方自治体として、どの考え方のもとに事務を仕分けていくべきかということを考えてございます。

8ページの方に、このうち東京都が行う事務につきまして、主なものを整理させていただいております。東京都の区域におきましては、広域自治体としての「都」と基礎自治体としての「特別区及び市町村」がございます。特別区の区域におきましては、大都市地域における行政の統一性と一体性を確保するため、都が一部の市町村権限の事務を一元的に担うこととなっております。さらに、東京都では、法で義務付けられていない多くの任意事務も行っているところでございます。とりわけ、副首都の二つの機能を果たしていくために必要と思われる分野について、東京都の状況をこの表で記載させていただいております。まちづくり（都市計画）につきましては、政令市権限に加えまして、市町村権限である特例用積率適用地区の都市計画決定等、まちづくりに関する幅広い事務を都が実施しております。

次に、交通ネットワークにつきましては、主な道路、都営交通、港湾といった交通ネットワークを形成するインフラ整備は、東京都が実施しております。

産業・経済につきましては、国際戦略総合特区、スタートアップ、国際金融都市など、地方公共団体事務や任意事務として、多くの産業・経済振興に関する事務を都が担っております。

消防につきましては、特別区部を都が管轄し、稲城市以外の多摩地域29市町村が都に委託をしている状況でございます。

上下水道につきましては、上水道は、都が特別区部および多摩地域の大部分で供給をしております。下水道は、都が特別区部を管理し、多摩地域では都は主に流域下水を管理しているという状況でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。9ページ以降で「3 分野ごとの事務分担のイメージ」をパターンの三つに分けて、分かるような形で整理させていただいております。具体的には11ページ以降をご覧くださいと思いますが、まず資料の見方みたいなところの説明をさせていただきたいと思っております。

まず箇条書きで書いてございます、それぞれの事務事業につきましては、いずれも大阪府・大阪市が実施している事務となっております。一番上ですね、「まちづくり、都市基盤整備」という形で分野を書いてございまして、その下に「法令等事務」というのと、それから「地方公共団体事務+任意事務」ということをまず分けております。

「法令等事務」につきましては、左側の都道府県、政令指定都市、中核市、一般市とそれぞれの地方自治体、公共団体によりまして、権限が分かれているものを整理して書いてございます。

任意事務につきましては、実際に大阪府・大阪市の事務を書いているんですけども、東京

都で行っている事務に照らしてですね、似たような事務をやっているのではないかということで、ここの割り振りを私どもの方でさせていただいているということでございます。

それから、箇条書きの事務の末尾に(都・区)と書いているものが結構あるんですけども、それにつきましては、東京都でも特別区でも両方実施しているものでございます。ですので、今回は統一して広域の方に入れているところになりますので、実際には両方でやっているということですけども、記載上、広域の方で書かせていただいていることをご理解いただければと思います。あと、ホームページ等ですね、この事務全般につきましては、特に東京都で、こちらでやってるんじゃないかという形ですね、我々の方で整理してますので、その点、正確ではない場合がありますので、あらかじめご了承を願います。

それから、その上でですね、細かい点線と、ちょっと広めの点線と、あと、紙の資料の皆様のグレーの色分け、色がついているところと、カラーでご覧の方は、薄橙色の色がついているかと思うんですが、その違いについて説明をさせていただきます。細かい点線の方がですね、先ほど「パターンA」と申し上げました、1回目の協定書で、どのように広域と基礎で分けていたかということを表現してございます。すなわち、「まちづくり、都市基盤整備」でいきますと、政令指定都市の事務のうち、指定区間の一級河川(一部)、二級河川(一部)の管理より上のところが広域という形になってまして、それより下が基礎という振り分けをしていた、ということでございます。

同じくですね、もう少し広めの点線につきましても、2回目の協定書で、広域と基礎の境界をここでやっていたというところでございます。「まちづくり、都市基盤整備」のところですね、その下の方に、開発審査会とか下水道の管理とか、四角囲みの点線でやっているものについては、中核市なり一般市の権限の事務であったんですけども、1回目、2回目の協定書の中では広域に位置づけられていたということ表現させていただいております。そのような形ですね、表の方、資料の方を見ていただければと思います。

東京都ベースにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、グレーのところは広域となっていて、色のついていないところが特別区で今やられているのではないかとふうに我々としては考えているものでございます。すみません、前置き長くなりましたが、それぞれの分野につきまして簡単に申し上げます。

「まちづくり、都市基盤整備」につきましては、先ほど申し上げましたとおり、政令市の権限のところ、一部のところで、1回目・2回目につきましては境界が引かれているところです。任意事務につきましては、1回目は一級河川(一部)の水面清掃とか南港ポータウン関連事務のところは、基礎に入っていましたけれども、2回目の場合は広域に入っているということでございます。東京都ベース、Cパターンでいきますと、広く一般市のところまで東京都が担っている、広域で担っているというところでございます。

続きまして、12ページにまいりまして、「産業」・「都市魅力」ですけれども、こちらについては、A、Bともに同じような境界の引き方になってございまして、ほぼ基本的には政令指定都市権限を基本に広域と基礎を分けているというところでございます。東京都につき

ましては、ほぼ中核市のあたりのところまで事務を担っているとなっております。

続きまして、13ページの「消防・防災等」・「環境」ですけれども、「消防・防災等」につきましては、広域で政令指定都市権限、「環境」につきましては、政令指定都市権限の中で、一部を基礎の方に担っていただいたというのが、1回目、2回目でございます。東京都パターンでいきますと、広く中核市のところまで、東京都が担当しておりまして、一部一般市のところ、消防関係につきましては、広域でどちらも担っているというところがございます。

続きまして、14ページの「福祉」・「保険・医療」ですけれども、こちらにつきましても、1回目、2回目のところではですね、政令市権限の中で一定、広域と基礎の境界があるというところがございます。東京都につきましては、中核市のところですね、権限が広域と基礎で分かれているという状況でございます。

最後、15ページにまいりまして、「教育」・「住民サービス」ですけれども、「教育」の方につきましては、1回目のところは、私立幼稚園の設置認可のところについては広域でしたが、2回目のBパターンでいきますと、それは基礎の方に移している。任意事務については、市立図書館の運営等につきましては、基礎の方に位置づけをしているというものでございます。それから住民サービスにつきましては、NPOに関する認定で基礎と広域に分かれているところがありまして、東京都につきましては、全般的に中核市レベルのところまで東京都が担っているというところがございます。

それから、あと、16ページ以降の「4 広域事務に関する事例」でございますけれども、それぞれの分野におきまして、17ページ、18ページにつきましては、東京都がどのような事務を担っているのかということをご参考に記載させていただいております。

19ページ以降につきましては、交通ネットワークですとか、上下水道、それから消防につきまして、今、東京と大阪がどのような状態になっているのかということ、事例として、参考に載せさせていただいております。資料の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(杉江会長)

ご説明ありがとうございます。副首都として、広域が担うべき事務の考え方について、今ご説明がありました。委員の皆さんから今の説明に対しての質問でも結構ですし、皆さんのお考えとかございましたら、ご発言いただけたらと思います。いかがでしょうか。河崎委員、お願いします。

(河崎委員)

ご説明ありがとうございます。2点ありまして、11ページ以降のこの表の分類なんですけど、「法令等事務」と、その右側の「地方公共団体事務+任意事務」って、この分け方で、過去2回の法定協ではなかった分類ですか。表には出てきてない分類ということではないんですか。というのは、任意事務とかは当然全部上がってないと思うんですけど、要は全て

の事務っていうのをまだ確認できていないような状況でイメージとして出されているという理解でいいんですかね、今の段階で。

(杉江会長)

事務局お願いします。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

理事の芦原でございます。よろしく申し上げます。

前回まではですね、法令等事務につきましては、法令上には明確に根拠があるので、こういった整理させていただいておりますけれども、任意事務につきましては、この法令等事務の内容に準じてですね、個々に判断をしていたということでございます。

(河崎委員)

僕が聞きたかったのは、全部を把握できているわけではないということなんですかね。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

今回は東京都でやっているかどうかというところまでは、綿密に調査をしたわけではなかったからです。今回初めてです。

(河崎委員)

分かりました。あともう一つ、この薄橙色で囲まれているのが東京都の事務事業の範囲だと思うんですけど。過去2回の点線、1回目・2回目ってあるんですけど、これは東京都の事務事業はもう全てカバーしているという認識でいいんですかね。過去2回の事業の方が、東京都の事務事業以外のものがあったりするものがあるのであれば、今のところ上がっていないということですか。

(事務局：芦原副首都推進局理事)

今回は大阪市が現在行っている事務につきまして、個別に東京都のホームページ等で確認をしたということでございます。今回はそういったことまではしていませんので、ここにプラスアルファがあったかどうかというのは、ちょっと承知しておりません。

(河崎委員)

分かりました。

(杉江会長)

ほか、いかがでしょうか。置田委員、お願いします。

(置田委員)

ご説明ありがとうございました。ちょっと資料の中で7ページのところに事務分担のパターン三つ、パターンA、パターンB、パターンCとあって、パターンAが1回目、パターンBが2回目、パターンCが東京都ベースということで、どのパターンがいいかっていう話だと思うんですけど、過去2回私もある程度この議論に携わらせていただいたんですけど、1回目と2回目でそんなに何か大きな事務分担の違いが本当にあったのかなってところ。例えば2回目の方だと広域の方は「+大阪全体の成長」ってなっていたり、基礎のところは「+住民サービス」になってますけど、もともと当然広域は大阪全体の成長の話だし、基礎は住民サービスの話なんで、1回目と2回目で、そんな何か大きなパターンで分けるほどの違いがあったのかなってところと、そもそも当然、特別区設置なので、事務分担というのは東京都ベースですよ。東京都と特別区事務分担がベースにあって、おそらく過去2回の議論ってというのは、東京都ベース、東京都の23区よりも例えば児童相談所であるとか、教職員の人事権であるとか、そういった事務を特別区に下ろしていきましょうという考え方のもとで、東京都ベースだけど、より特別区に事務配分しましょうという考え方のもとで、協定書案っていうのができなかったというふうに理解してるんですけど、それとちょっとこの3パターンの話が、私の実感としてはちょっとなんかずれてるなという気がしたんですけどね。その辺ちょっとご説明いただけたらと思います。

(事務局：西島副首都推進局長)

ありがとうございます。

1回目と2回目のところにつきましては、先ほど個別の分野でもご説明させていただきましたとおり、ほぼ境界線が重なっているという状況ですので、それほど大きな違いがあるかというところ、ご覧のとおりそんなにないというところがあります。1回目の時は、どちらかというところと二重行政の解消と、それから基礎については中核市並みというところの中で、事務分担が設定をされまして、さらに2回目の時は、副首都の実現というのも新たに加味されている中で、どのように広域と基礎を分けていくのかというところで、そこは若干違いがあるのかなという考え方としてはあったかなと思っていますので、どちらか一緒に共通でっていうのもあったんですけども、これまでのですね、1回目、2回目がどのような考え方でなされたのかっていうことを含めて、今回ちょっと資料として出させていただいたというふうにご理解をいただければと思います。

(杉江会長)

置田委員、いいですか。東委員、お願いします。

(東委員)

今の話のちょっと続きみたいになるんですけども、今回、都道府県の方は、大阪府は経

済成長と首都機能代替という機能を果たすということということで、今ご説明あったように、2回目はもう副首都の議論がありましたよということ、1度目と2度目の差をおっしゃられたわけですが、これ首都機能代替においては、先ほど2類型で、いわゆる経済のもう一つの拠点というところ、防災面で国の機能の一部もしくは全部の、一定期間のバックアップということですが、この一定期間というのは、どれぐらいを想定したらいいものなのか、また今回その首都機能代替の、特に防災のバックアップ部分っていうのを、どれぐらいのボリュームで考えるべきなのか。経済成長の部分についての、必要な広域の権限の一元化というのは、ちょっと理解も進みやすいと思うんですが、その防災面における一定期間の国の一部又は全部の機能のバックアップについて、それを広域が果たすべき役割と同時に、特別区・基礎自治体が果たすべき役割ということ、これをもうちょっと掘り下げて、これから説明いただけるのか、ちょっとそこを教えてくださいなんですが。

(事務局：西島副首都推進局長)

ありがとうございます。ちょうど副首都法案が国会の方にも提出されまして、骨子案ポイントよりもですね、今より詳しい内容がちょうど分かってきたところですので、今後、東委員のおっしゃった、首都中枢機能の代替ということにつきまして、一定期間、全部また大部分を代替するということになってございますので、その内容がどのようなものになるのか、その一定期間といった場合に、例えば、首都直下地震なり、富士山の噴火において、どれぐらいの例えば被害想定において、東京圏が被害を受けるのかといったことが、想定されるのかなと我々としては思っているんですけども、そのあたりが少し今後、政令の中等で、明らかになってくるのかなというふうに思っていますのと、一方で私どもの方で検討チームを作りまして、今後その副首都の目指す姿とか、そのためにこの二つの機能をどのように果たしていくのかということ、別途いま検討を始めようとしているところですので、その検討結果などもですね、法定協の中でご議論をいただくようなことで、考えてございまして、今時点でちょっとこれぐらいでっていうのが申し上げられないんですけども、そういうのも踏まえて、副首都として必要な広域というのはどのようなものかということについてご議論いただければと思っています。

(杉江会長)

ありがとうございます。今後深めていくということですね。  
ほか、たけち委員、お願いします。

(たけち委員)

ご説明ありがとうございます。先ほど来からちょっとお話が出ていることと共通するところもあるんですけども、一応今回ですね、もともと副首都にふさわしい大都市制度、この議論ということですので、極めて大きな話であって、日本を支えると、支えうるような、

そんな大阪を作っていくという広域行政、これを作っていくことが一番大事だと思っています。一方で、大阪市域内というところの再編という話にもなりますので、本当にこの市域内にとってどういうメリットが出てくるのか、言わば元々都構想の原点でもあります、この「ニア・イズ・ベター」というところが重要であるかと思っていますので、ちょっと意見になるんですけども、双方をしっかり睨みながら検討いただけたらと思います。

あともう1点なんですけれども、今回も副首都というところを担うというようなところですので、本当に東京都モデルだったりとか、いろんな提示いただいているんですけども、これだけに関わらずですね、今回はこの府と市の一元化というようなところの話ではございますけれども、今後、大阪都となれば、例えば副首都の大阪となれば、さらにもっと広がっていく、さらに府内一円に、広がっていくような、その広がりを見せていくような議論も必要かなと思っていますので、まず先陣切って、強力な先行事例として、府市の一元化を進めていただきながら、今後そういったことも視野に入れたような、事務分担というようなところも検討いただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。様々ご意見出していただけたらと思います。横山委員、お願いします。

(横山委員)

資料作成ありがとうございます。先ほど置田委員はじめ皆さんからもありましたが、1回目と2回目と今回違うのは、副首都法案の議論が並行して行われてますので、やはり副首都を担うにふさわしい機能のあり方ということで、今回東京都ベースで作成いただいています。この東京都ベースで、まずはイメージをすり合わせていくために作業を進めていくということは、大変意味があると思いますのでまずは方向性について賛成です。

その上で、たけち委員からもありましたが、事務のあり方は、多分今後精緻に議論が進んでいくと思いますので、その時、一概にとらわれずにですね、必要な事務のあり方ってところは、丁寧な議論をお願いしたいと思います。制度設計においても、丁寧に作っていくべきかなと思いますので、よろしく願いいたします。

前回からもう6年経ってまして、いわゆるDXやAIや、さらに職員確保という観点からも、かなり課題が変わってきているように思いますので、例えば一部事務組合でいいのか、やっぱり基礎自治体に戻すのか、ないしは広域で担うのか、そのあたりも含めて、今後精緻な議論が必要になるかと思っています。

システム一つにとりましても、国の方でシステム標準化が図られてますので、大阪市で今、システム標準化に向けて作業を進めてますが、これが特別区に分けれるのか、ないしは一部事務組合に本当にいけるのかとかですね。加えて、事業者がなかなか捕まりづらいというご時世もありますので、いわゆる移行期間も含めて今後丁寧な議論が必要かと思っています。こ

のあたり、まずはただシミュレーションとしてベースとなる、東京都ベースで議論を進める。で、今後は多分、区割りの議論等にもなってくると思いますので、そのあたりで適切な広域と基礎自治の役割分担を議論できたらと思いますので、会長、よろしく願いいたします。

(杉江会長)

ほか、いかがでしょうか。藤田委員、お願いします。

(藤田委員)

ありがとうございます。私も横山委員と同種の方向性の話なんですけれども、特にこの資料の7ページ目のところですね、パターンA、B、Cとあるんですけれども、資料の中では、このAからCの中の幅で議論されるような見え方になってしまっているかなというふうにちょっと懸念してまして、大阪は当然これから後発で、首都圏に並ぶような経済圏を作っていくってことを目指すわけですので、場合によったら、まあ東京都を超えるような権限も必要になってくることもあろうかなというふうに思いますので、もう少しこのCの、この7ページで言ったらCの下とかですね、もう少し幅広に柔軟な議論ができたかなというふうに思っておりますので、これはコメントさせていただきたいなと思います。

それとですね、今回の資料で、どうしても、もちろん副首都と東京に並ぶ経済圏を作って日本を成長させるんだというのは非常に重要なことですので、それが前面に出ているんですけれども、もう1本の軸として、先ほど来、節々に発言はあったかなというふうに思うんですけど、府内の周辺市町村においてもですね、やっぱり単独でいつまでこの事務持つておくんだっていう限界に迫ってきているような事務もあるというふうに聞いております。技術職の確保も難しいですし、基礎自治体でいつまで持つておくんだみたいな事務についても、府内で広域、あるいは都内で広域化した方がはるかに効率よく事務が処理できるとか、あるいは新しい技術を導入しやすいとか、そういったメリットが出るのであれば、もちろん当該の自治体の首長さんとか議員の意見を聞くのがまず大前提ですけれども、そういった議論も一緒にやっていたら、本当に大阪にとって素晴らしい議論になるんじゃないのかなと思っておりますので、ぜひ、成長という観点と、それから今の現代に合わせて効率的に広域で処理できる事務は何なんだという、この二つの軸で見ていただけたらなというふうに思っておりますので、コメントしておきます。よろしく願いいたします。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか、紀田委員。

(紀田委員)

過去2回、住民投票をさせていただいているわけです。2回とも残念ながら、賛成多数にはならなかったんですが、もう大変痛恨の極みだったと思うんです。今回、3回目の協定書

を作るにあたっては、事務を広域にいくのか、基礎にいくのかというのを考えていく上です。誰にとってメリットになるのかという観点を、できれば委員の皆さんと頭を共通にしたいと思うんです。大阪市民にとってメリットがあると、明確にメリットがあるというのを分かっていたら、メリットがあるという観点から広域に持っていくのか、基礎に持っていくのかを判断していくべきだと思うんです。広域にたくさん事務があるから広域の役所にとって有利だとか、基礎にいてるから基礎にとって良くなったとかそういう判断ではなくて、普通に暮らしている市民にとってメリットがあるのは、どちらの役所がこの行政サービスをこれからも提供していくんですかと。例えば継続性・安定性が高い、あるいは住民に近いからやりやすい、色々な観点はありますけども、評価の軸は大阪市民だと僕は思うんです。

そしてその上で、さっき藤田委員からありましたけれども、国の法律が通れば、大阪が指定をされれば、そして住民投票で多数の賛成をいただければですけども、これから集中的に副首都の機能を作っていくということを円滑にできるような、そんな行政を実現できる新しい自治体を作っていく、こういった考えで、是非皆さんとこれから案を作っていくと思います。私の希望です。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか、東委員お願いします。

(東委員)

それであればね、きちっと市民にメリットがあるという形ではなくて、もちろん市民のメリットは大事ですけども、要するに、有権者、市民がどこに意思を伝えていけばいいんだという、要望をどこに伝えるのか。そして、その要望を受けた後、意思決定がどうなされて施策に反映されるのか、ここが僕は大事だと思うんです。それがいわゆる業務の効率化どうこうと、これはもちろんおっしゃるとおりですごく大切なことですけども、そのサービスを楽しむ有権者、納税者がどこに言っていけば、それがさらにその制度の中で改善されるのかということもちょっと合わせて考えていただかないと、それがイコール有権者への市民へのメリットにもつながっていくと思うので、ちょっとそこも合わせてお願いさせていただきます。

(杉江会長)

ありがとうございます。ほか、いかがでしょう。今日は何かまとめたりっていうんじゃないので、どんどん意見出していただいて、それを今後しっかり整理していきたいなと思いますので、2回目でも結構ですし、まだご発言いただけない委員からでも。吉村委員、お願いします。

(吉村委員)

まず、副首都の役割というのを考えたときに、いざというときに日本を支える、それぐらいの都市圏域の役割を果たしていくんだと、いざ首都機能に何かあったとしても、こちらでも支えるぐらいの、ある意味日本の中核として成長していく、また危機時にはそれを支えていくんだ、そんな都市圏域を目指していく、これはバックアップの点と経済成長の点、このところは一つの重要なポイントだと思うんですね。そうなってきたときに、じゃあどうあるべきかということを考えていく。で、この事務においては、今は当然、首都は東京が担っているわけですから、この東京都の広域事務というのをベースにしながら議論を進めていくというのは、僕もそれで賛成です。

ただ、これからの話と、そして大阪の特徴というのもあると思うので、個々の事務をどうするかっていうのは、より段階を追って、議論するべき時には細かく議論していかなければいけないと思ってるんですけども、議論の進め方としてそういう進め方という理解で、まずよろしいですか。

今日はシミュレーションというか、たたき台というか、こういう方向で一回整理できますかねという、そういう理解でいいですかね。

(事務局：西島副首都推進局長)

第1回目です、区数のパターンで議論するという前提として、広域の事務をどのように分けていくのかという論点がありましたので、それにつきまして今回、精緻ではないですけども、いったん1回目、2回目と東京都ベースという形で事務の振り分けをさせていただきました。どの広域と事務の振り分けをしていくのかというのを今日決めていただければ、それに基づいたシミュレーションを行うということで考えておりました、実際の事務分担につきましては、さらに先ほどの分野によっても、もしかしたら変わってくるかもしれませんが、というふうには考えております。

(吉村委員)

ありがとうございます。

もう一つ、その重要な視点というか、こういう視点がいるんじゃないかっていうのが、僕は一つ思うんですけど、それは横山委員と藤田委員との意見もちょっとかぶるところあるかもしれませんが、これから人口構造も大きく変わってくると思うんです。というのは、我々は役所で人を採用してても、採用の状況って全然違う状況になってきている。小さな市町だと、技術職員を採用できないような状況になってきている、でもまちの形はなかなか変わらないというのが現状です。

その中でDXも広がってきている。このDXもうまく活用しながら、どうやって大阪全体の成長を維持するしっかりとした組織をつくり、また住民サービスを充実する特別区をつくるのか、この観点はすごく重要だと思っています。大体、皆さんもそうですけど、今、幹

部職員の方から少し若い年代は非常に人が少なくなっています。そこから少し経つと、今、幹部職員の人でも定年延長になってますけど、その退職をする時期になってくると。層というのはかなり薄くなってくると思うんですね。今、人口でいくと、僕が生まれたとき 200 万人でしたけど、今 70 万人しか生まれてませんから、3分の1になってます。これも全国的な話ですけど、大阪ももちろんそう。ということは、あと 20 年経ったら 70 万人ベースの人が 20 歳過ぎになって、その人たちが就職活動の対象になると。そうなると、人はかなり構造が変わってくると思うんですよね。そうなった時にでも耐えうる、また成長を維持できるような基礎のあり方、そして基礎自治体としての特別区のあり方、広域のあり方、そういったところも非常に重要な視点だと思うんです。

今は大阪府と大阪市それぞれ職員もある程度一定いる中で、同じような部局もありますけど、果たして本当にそれがこのまま維持できるのかというと、物理的にも人数的にも構造は変わってくると思うんですね。そういった先の未来も見越した上での役所のあり方っていうのを考えながら制度を設計していくことが重要なんじゃないかなって思いますので、その視点も、今この一瞬の時だけじゃなくて、50 年後、その先も考えたあり方っていうのも考えていかなきゃいけないんじゃないかなっていう意見です。

(杉江会長)

ほか、いかがでしょうか、ご意見。よろしいですか。

そしたら、今日この広域の事務についてですね、今、副首都にふさわしい広域の事務について、たくさんご意見をいただきましたので、一度これを引き取らせていただいて、整理して、今後また引き続き、これは議論をさらに深めていき、本当に副首都にふさわしいこの広域事務とは何かっていうのを示せるように、またこの場で議論やっていきたいと思っておりますので、そういう進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

そしたら、そういうふうに進めさせていただきます。

次にですね、「(2) その他」になりますが、区数のパターンについて、協議をさせていただきたいと思っております。前回の協議会で吉村委員から区数の選択肢を示してシミュレーションしてみることについての提案がありまして、3区、8区、12区、24区といういただき台が示されました。

議論の土台としてシミュレーションを行うということは皆さん共有できているのかなと思いますけれども、そのパターン分け、区数について前回、議論を深めていただくようお願いしたところでありまして、この区数のパターンについて、それぞれ委員の方からお考えとかご意見ありましたらお願いできたらと思います。高山委員、お願いします。

(高山委員)

お疲れ様です。シミュレーションを行っていく区数なんですけれども、理事者の方々の作業負担であったり、今後の議論の進め方を考えると、まず代表的な3パターン程度に絞って進めていくっていうのも現実的じゃないかなっていうふうに思っています。

前回ですね、藤田委員から発言ありました区数ですね。区数を8とする場合と、24とする場合ですかね。例えば区数を8とする場合は、これまで私たちが行政効率が一番良いとしてきたような、30万人程度の中核市レベルを意識したようなパターン。そして24とする場合というのは、大阪市域の現行の行政区をできるだけ変えずに、広域機能の一元化を中心に考えるようなパターンとして考えられるのではないのでしょうかね。

この二つに加えて、前回の住民投票においても、約半分近くの方に賛成していただいたような区数を4とする場合について、前は前回で議論を熟考して重ねてきたということも踏まえると、比較材料としてシミュレーションの一つに加えて行っていくべきではないかと考えております。党内でも、ゼロベースで議論してきたところではあるんですけども、区数を4とした場合、8とした場合、24とした場合のこの3パターンで行ってはどうかというふうに考えています。

ただし、単純にどの区数が一番財政効率が良いかっていうような比較目的っていうわけでもなくて、それぞれの区で財政的にしっかり回るような自治体を作っていくには、どのような事務であったり、財政支出の規模、職員体制というのが必要になってくるのかっていうような、こうした概要っていうのを把握して、今後の事務分担であったり、区分けの議論っていうのを進めていく、深めていくような材料にしていきたいなっていうふうに思っています。

その意味で、今回、シミュレーションっていうお話なんですけれども、基礎材料となる資料として位置づけて、その中で、先ほど来から議論あるかもしれないですけど、どの事務をさらに特別区に下ろしたらいいのかであったり、どの事務が広域に持っていたらいいのかっていうのは、区数ごとの財政状況とか体制とか、そうした自治体としての持続可能性っていうのを見ながら、今後詳細に議論していく必要はあると思っています。

その上で今回、区数のシミュレーションですね、事務配分はもちろん固定っていうわけではなく、今後動かし得るものっていうのも前提においた上で、4と8と24、それぞれの区数でどのような自治体像が成り立つのかっていうものをお示しいただけたらなっていうふうに思っております。以上です。

(杉江会長)

ありがとうございます。今、高山委員の方から区数を4、そして8、24という形でシミュレーションをしてみたいかというご発言がありましたけれども、ほかの委員の皆さんから何かご発言、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

吉村委員どうぞ。

(吉村委員)

まず一定の人口規模がある中での住民サービスを目指していこうという意味で、僕は前回3区の提案をしましたけど、4区についても、もちろんこれは前回の住民投票でもう半分の方が支持される、また趣旨も同じだと思うので、それいいと思うんですね。

ただ、僕は12区もちょっと提案させてもらったんですけど、これは8区は中核市並みだよねと、12区は東京特別区であったり一般市、よくある市町村ですよ、そのサイズだったらこのぐらいの規模じゃないですかということで提案させていただきました。24区は今の行政区をそのまま自治体にできるかなという、その比較という意味で提案させてもらったんですけど、この12区のところっていうのは高山委員の考えとして、その8区の方に吸収されるという考え方なのか、24区の方に吸収された考え方なのか、あるいはこれはちょっと必要ないんじゃないかっていう考え方なのか、そこの辺りどういう考え方なんですか。

(杉江会長)

高山委員、どうぞ。

(高山委員)

どちらかというと8区が12区に近いのではないかとこのと、5パターン、6パターンと増えていくと、もうタイトなスケジュールの中でどこまで見て議論できるかなっていうことで、3パターンの形で今回絞らせていただいたっていう背景です。

(杉江会長)

吉村委員。

(吉村委員)

その趣旨であれば8区に含まれるという形で、ちょっと私の頭を整理して考えていきたいと思しますので、その三つで進めてもらえたらなというふうに思います。

(杉江会長)

ほか、いかがでしょうか。先ほど高山委員からもありましたように、区数4、8、24ということですけども、これがそのまま区割りというわけではなくて、このシミュレーションをする上での過程を置いてやるものなので、吉村委員からありました12区の大まかな傾向っていうのは、高山委員からあったように、8っていうところでつかめるのではないかとこのことだと思いますので。まずはこの区数が4、8、24これでシミュレーションを行ってみたいと思しますので、皆さんよろしいでしょうか。

東委員お願いします。

(東委員)

区数の 24 というのは、今の行政区をそのまま 24 とするという意味でいいんですか。区数と区割り是一緒ですよ。

(杉江会長)

そうですね。ただ、今回平均的なものを出すので、そのまま今の 24 区の数字が出てくるんじゃないで、24 区で平均したものが出てくるという理解でいただけたらと思います。

あくまでこれ、精緻なものではなくて、大体大阪市全体を 4 つに分けたらコストがどれぐらいかかるのかとか、人がどれぐらい必要になるのかとか、それは 8 であったり 24 であったりっていう、あくまで平均的なものが出てくるというご理解でいただけたらなと思います。よろしいでしょうか。

それですね、この区数のシミュレーションをこれから行うにあたって、先ほど広域の話していただいて、この広域をどこまで担うのかっていうのは色々ご意見がありました。これシミュレーションやる上で、先ほど皆さんのですね、出た意見を全部やると、数十パターンというかですね、膨大な作業になりますんで。

この今回の区数のシミュレーション、これやるときは、東京都において広域一元化が実現しているということで、東京都と特別区、この事務分担をベースにしてシミュレーションを行うためだけ、東京都ベースでシミュレーションを行わせていただきたいと思います。それが、なにか広域と基礎の事務分担が決まったとかじゃなくて、計算のためということで、そういう形で進めさせたいと思いますけれども、皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」、「異議なし」の声あり)

そしたらそういう形で進めさせていただきます。

このシミュレーションの資料作成なんですけども、事務局、どれぐらい時間が必要でしょうか。

(事務局：西島副首都推進局長)

3 週間程度お時間をいただければと存じます。

(杉江会長)

そしたら、3 週間程度ということですので、次回の法定協議会に関しては、7 月 17 日の金曜日に開催をしたいと思います。開始時刻とか会場につきましては、事務局の方でまた調整をお願いいたします。

そしてまた、本日前半に議論をしました事務分担の具体的な仕分けについて、次々回、第 4 回目以降に、また協議をさらに深めていきたいと思います。そのために事務局の方で、並

行して東京都の実情、今回ホームページ等で調べられたと、分かる範囲でやっていただいたということなんで、実情をしっかりと把握していただいて、大阪府、大阪市の事務を東京都、そして特別区のベースで詳細に仕分けをしていただいて、議論用の資料を準備していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の議事は以上となりますが、ほかに何かご意見等ございますでしょうか。

最後に私の方からそれでは報告がございまして、前回この協議会の際に、府市両議会の交渉会派に対してお話をするという事をしておりまして、昨日までお会いしていただいたり、お会いできなかったところもあるんですけども、出席いただけるようお願いをしてみましたけども、ちょっと現状なかなか難しいということになっております。現状こうなっておりますので、つきましては、府議会では西野議長で、市議会では梅園議長におかれて、現在委員を推薦いただけていない交渉会派の方々へ、改めてお声がけ、お取り計らいをいただけたらと思います。西野委員、お願いします。

(西野委員)

メディアの皆さんも多分理解されてないと思うんですけど、そもそも法定協議会の規約と大阪府議会会議規則っていうものがあって、その規則を読むと所属議員数の比率で各会派に割り当てるということ、これ決まってるわけです。だから議会のルールとして割り当てられたら、その人数を出さなあかと僕は思うんで、そのあたりのこともちょっと今色々入ってくる情報によると、条件を呑んでくれたら送るわ、とか色んなことおっしゃってるみたいで、そうじゃなくて、もう議会の規則として出さないといけないんですよということをちょっと前提に、もう一度交渉会派さんにはお伝えをしながら、ルールとして出さないといけないのに、出しておられないんですよということを伝えながら、もう一回やってみます。

(杉江会長)

ありがとうございます。そうしたら改めて、西野議長、梅園議長、よろしく願いいたします。丁寧をお願いいたします。

ほか、何かご発言よろしいでしょうか。

それでは、本日の協議会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。